

〈障害区分の説明〉

- 1 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または股・膝・足関節)のすべてに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないもの。
- 2 不完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障害があるもの。
- 3 体幹とは、頸部・腰部・腹部のみに変形があるもの。(脊椎カリエス等)
※四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。
- 4 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。肘関節の離断は上腕切断となる。
- 5 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合には、片側の障害として区分する。
- 6 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上や両下肢が6級以上の認定を受けていなければならない。
- 7 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準になる。
- 8 肢体不自由者(2)で、頸髄や脊髄損傷以外のものは、筋力評価等によって適用する区分に入れる。
- 9 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷などによる脳に原因する機能障害である。
- 10 視力は、良い方の視力で判定する。
- 11 競技上の注意
 - (1)身体障害が重複している場合でも、同一の大会では、同じ障害区分で参加すること。
 - (2)上腕切断者が前腕切断で参加するように、より軽度の区分での参加は認めない。
 - (3)両下肢完全の者が、補装具をつけて立位でソフトボールを投げ、卓球競技のときだけ車椅子を使用するなどは認められる(申込書に明記すること)。
 - (4)陸上競技の走競技で、障害区分が17(下肢で車いす使用(けって移動))の場合、下記の3つの区分に分けられるので、申込の際に必ず明記すること。
競技中に使用する補装具(車いす)の欄の 9 下肢のみで駆動(前向) 10 下肢のみで駆動(後向)
11 下肢で駆動(ペトラ)
- 12 車いすダンスの競技区分で、クラス1は、上肢に障害を伴う車いす使用者及び四肢麻痺で電動車椅子使用者、クラス2は、下肢障害のみで車いす使用者、知的障害者及び精神障害者。
- 13 精神障害者は、陸上・水泳・アーチェリー・卓球・ボウリング・フライングディスク・車いすダンス・バレーボール・ソフトボール・ボッチャの10競技に出場できる。

(注) 下線部について、障害区分が複雑なので申込みの際には十分注意して下さい。

障害区分の用語解説

肢体不自由1

障害区分名	解説	該当する競技
手部切断	片側および両側の手部切断	共通
片前腕切断	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者	〃
片上腕切断	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者	〃
両前腕切断	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	〃
両上腕切断	両上腕の切断者	〃
片前腕および片上腕切断	片前腕の切断及び片上腕の切断者	〃
片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	〃
片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のうちすべてに機能障害がある者	〃
両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	〃
両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のうちすべてに機能障害がある者	〃
片下腿切断	片足部の切断を含む片下腿の切断者	〃
片大腿切断	膝関節の離断を含む片大腿の切断者	〃
両下腿切断	両側の下腿の切断者	〃
両大腿切断	両側の大腿の切断者	〃
片下腿および片大腿切断	片下腿の切断および片大腿の切断者	〃
片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者	〃
片下肢完全	片側の股・膝・足関節のうちすべてに機能障害がある者	〃
両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者	〃
両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	〃
片上肢切断および片下肢切断	片上肢切断及び片下肢の切断者	〃
多肢切断	3肢以上の切断者	〃
片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者	〃
片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者	〃
体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者。(脊柱カリエス等による体幹の障害が該当する。四肢の機能障害を伴う場合は体幹の障害があってもこの区分には該当しない。)	〃

肢体不自由2(脊髄損傷等・脳原性麻痺以外で車いす使用者)

第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)	陸上
第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節の屈曲と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	共通
第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)	〃
下肢麻痺で座位バランスなし 下肢麻痺で座位バランスあり	「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランス」ありと判断する	〃
その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技するもの)	陸上

肢体不自由者3(脳原性麻痺【脳性麻痺・脳血管疾患・脳外傷等】)

四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	陸上
けって移動	両上肢の障害が重度のための両下肢または片下肢で車いすを駆動させるもの	〃
上下肢で車いす使用	日常生活において片側の upper limb と lower limb で車いすを操作する者。	〃
上肢で車いす使用	上肢で車いす使用(軽度の upper limb の麻痺があっても車いす駆動が可能な場合はこの区分に該当する)	〃
その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることでできない者	〃
上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害の上肢協調障害があるが、走ることが可能な者	〃
その他走可能	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する	共通
電動車いす常用	原則として四肢体幹機能障害等により日常的に電動車椅子を使用している者	陸上
四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で上肢駆動による車いす使用者	水泳
上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の upper limb の協調運動障害があり、走ることが不可能な者	〃
両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)	〃
上肢に軽度の不随運動を伴う走不能	上肢の協調性運動障害が軽度な者で、走ることが可能な者。	〃
片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側 upper limb でもストローク動作ができない者。	〃
その他の片側障害で走不能	片側障害で患側 upper limb でストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	〃
その他	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、他の区分(区分17~20)に該当しない者	〃
浮具使用	重度の四肢体幹障害をもつもの(筋ジストロフィーなど)で、浮具を使用する者	〃
車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者	卓球
杖または松葉杖使用	杖や松葉杖を使用して競技する者。	〃
上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の upper limb の協調運動障害がある者	〃
上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者	〃
片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者	〃

視覚障害者

視力0から0.01まで	視力は良い方の視力で判定する。	共通
その他の視覚障害		
アイマスク有り	視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。	卓球
アイマスク無し		

内部障害

ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障害者は含まない。	共通
--------------	------------------------------	----